

アクトシティ浜松条例の一部を改正する条例

第 1 条 アクトシティ浜松条例（平成 5 年浜松市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（第 10 条関係） 1 ～ 4 （略） 5 駐車場 （1）（略） （2）定期駐車 （表略） 備考 （略）	別表（第 10 条関係） 1 ～ 4 （略） 5 駐車場 （1）（略） （2）定期駐車 （表略） 備考 1 （略） 2 定期駐車に係る利用の許可は、1 箇 月以上とし、月の末日をもって終了す る。 3 駐車場の利用を開始した月におい て、利用すべき期間が 1 月に満たない 場合の利用料金は、日割計算による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 2 条 アクトシティ浜松条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（開館時間） 第 5 条 アクトシティ浜松の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。 2 （略）	（開館時間） 第 5 条 アクトシティ浜松の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。 <u>ただし、コ ングレスセンター及び研修交流センターに ついては午前 9 時から午後 9 時 30 分まで、 屋上公園その他の附帯施設については午前 6 時から午後 7 時までとする。</u> 2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表の 1 の(1)を次のように改める。

(1) 施設

利用時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール全部 利用	入場料（これに類する ものを含む。以下同 じ。）を徴収しない場 合	円 140,960	円 211,430	円 280,260	円 560,600
	入場料を徴収する場合	256,260	448,500	640,740	1,196,060
大ホール一部 利用	入場料を徴収しない場 合	100,880	150,540	200,190	400,470
	入場料を徴収する場合	179,390	313,940	448,490	837,240
中ホール	入場料を徴収しない場 合	72,050	108,900	144,090	288,270
	入場料を徴収する場合	160,130	240,270	320,330	640,740
大ホールリハーサル室		15,950	19,950	23,960	48,000
中ホールリ ハーサル室	1号室	15,950	19,950	23,960	48,000
	2号室	4,160	5,250	6,360	12,800
大ホール楽屋	1号室	3,140	3,920	4,790	9,590
	2号室	3,140	3,920	4,790	9,590
	3号室	3,140	3,920	4,790	9,590
	4号室	3,140	3,920	4,790	9,590
	5号室	4,160	5,250	6,360	12,800
	6号室	4,160	5,250	6,360	12,800
	7号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	8号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	9号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	10号室	1,560	1,880	2,360	4,790
中ホール楽屋	1号室	4,160	5,250	6,360	12,800
	2号室	4,160	5,250	6,360	12,800
	3号室	3,140	3,920	4,790	9,590
	4号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	5号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	6号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	7号室	1,560	1,880	2,360	4,790
	8号室	3,140	3,920	4,790	9,590

備考

- 1 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 2 大ホールの一部利用とは、客席の3階以上の部分を除いた利用をいう。
- 3 ホールの利用者が入場料を徴収する場合の利用料金について、指定管理者は、当該入場料の額に応じ、利用料金の額に段階を設けることができる。
- 4 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の1.3倍に相当する額とする。
- 5 ホールを利用しないでリハーサル室を利用する場合の利用料金は、所定の利用

料金（備考の４に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。）の２倍に相当する額とする。

６ 催し等のためホールを利用する利用者がその練習、準備若しくは片付けのため又は舞台装置を置くため舞台を利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。

（１）練習、準備又は片付けのため舞台を利用する場合は、所定の利用料金（当該催し等に係る利用区分の利用料金を基準とし、備考の４に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。（２）において同じ。）の７割に相当する額

（２）舞台の継続利用で、そのまま舞台装置を置く場合は、所定の利用料金の５割に相当する額

７ 利用時間を１５分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、３０分につき夜間の利用料金（備考の４及び５に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。）を８で除して得た額の１．５倍に相当する額とする。

８ 利用料金を算定して得た額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表の１の（３）の表を次のように改める。

利用区分		金額
大ホール	１時間につき	円 9,590
中ホール	１時間につき	4,790

別表の２の（１）を次のように改める。

（１）施設

利用区分 \ 利用時間区分	午前	午後	夜間	全日
	午前９時から午後零時30分まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで
21会議室	円 27,970	円 31,970	円 27,970	円 79,120
22会議室	13,950	15,950	13,950	39,470
23会議室	13,950	15,950	13,950	39,470
31会議室	91,090	104,100	91,090	257,650
32会議室	6,940	7,940	6,940	19,640
41会議室	91,090	104,100	91,090	257,650
43会議室	34,990	39,990	34,990	98,970
44会議室	27,970	31,970	27,970	79,120
45会議室	6,940	7,940	6,940	19,640
51会議室	18,220	20,820	18,220	51,530
52会議室	18,220	20,820	18,220	51,530
53会議室	18,220	20,820	18,220	51,530
54会議室	18,220	20,820	18,220	51,530

全館利用	332, 190	379, 650	332, 190	939, 630
------	----------	----------	----------	----------

備考

- 1 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、30分につき夜間の利用料金を7で除して得た額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表の3の(1)を次のように改める。

(1) 施設

利用時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
全部利用		円 253, 070	円 336, 360	円 336, 360	円 832, 940
一部利用	第1ブロック	126, 500	168, 140	168, 140	416, 420
	第2ブロック	126, 500	168, 140	168, 140	416, 420
	第3ブロック	100, 880	134, 510	134, 510	333, 140

備考

- 1 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 2 日曜日、土曜日又は休日に利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の1.3倍に相当する額とする。
- 3 練習、準備若しくは片付けのため又は展示品等を置くため施設を利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 練習、準備又は片付けのため施設を利用する場合は、所定の利用料金（備考の2に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）の7割に相当する額
 - (2) 施設の継続利用で、そのまま展示品等を置く場合は、所定の利用料金の5割に相当する額
- 4 同一日に同一目的のために大ホール、中ホール又はコンgresセンターの全館と併せて利用する場合の利用料金は、所定の利用料金（備考の2及び3に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。）の7割に相当する額とする。
- 5 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、30分につき夜間の利用料金（備考の2に規定する利用

にあつては、当該規定により算出した額とする。)を8で除して得た額の1.5倍に相当する額とする。

- 6 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表の3の(3)の表を次のように改める。

利用区分			金額
全部利用		1時間につき	円 23,820
一部利用	第1ブロック	1時間につき	7,940
	第2ブロック	1時間につき	7,940
	第3ブロック	1時間につき	7,940

別表の4の(1)を次のように改める。

(1) 施設

利用時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
音楽工房ホール	円 30,790	円 35,190	円 30,790	円 87,090
23音楽セミナー室	2,740	3,140	2,740	7,760
24音楽セミナー室	1,370	1,560	1,370	3,870
25音楽セミナー室	1,370	1,560	1,370	3,870
26音楽セミナー室	1,370	1,560	1,370	3,870
27音楽セミナー室	1,370	1,560	1,370	3,870
31音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
32音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
33音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
34音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
35音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
36音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
37音楽セミナー室	5,570	6,360	5,570	15,750
38音楽セミナー室	1,370	1,560	1,370	3,870
401会議室	9,750	11,150	9,750	27,590
402会議室	8,390	9,590	8,390	23,730
403会議室	5,570	6,360	5,570	15,750
404会議室	5,570	6,360	5,570	15,750
405会議室	5,570	6,360	5,570	15,750
501会議室	5,570	6,360	5,570	15,750
502会議室	9,750	11,150	9,750	27,590
503会議室	9,750	11,150	9,750	27,590
601会議室	5,570	6,360	5,570	15,750
602会議室	19,580	22,380	19,580	55,390

備考

- 1 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰

上げに係る利用料金は、30分につき夜間の利用料金を7で除して得た額の1.5倍に相当する額とする。

3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表の5を次のように改める。

5 駐車場

(1) 時間駐車

区分	金額
20分までごとに	150円

(2) 定期駐車

区分	金額
1箇月	39,290円

備考

- 1 定期駐車に係る利用の許可は、1箇月以上とし、月の末日をもって終了する。
- 2 駐車場の利用を開始した月において、利用すべき期間が1月に満たない場合の利用料金は、日割計算による。

別表に次のように加える。

6 屋上公園その他の附帯施設の附帯設備

規則で定める額

附 則

- 1 この条例は、令和11年10月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後のアクトシティ浜松条例（以下「新条例」という。）第8条の規定による利用の許可及び新条例第10条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例別表の5の(1)の規定は、施行日以後に出場する自動車に係る利用料金について適用する。

（あらまし）

この条例は、受益者負担水準の適正化の観点から、アクトシティ浜松の利用料金の見直しを行うほか、所要の整備を行うものです。